

はじめに

この手引きは、建設業の許可を受けようとする方や変更等の届出をしようとする方のために、建設業法に基づく申請等の手続をまとめたものです。

申請書類（許可申請書・添付書類、提示書類・提出書類）に、不足や記入漏れがあった場合、申請を受け付けできないことがあります。また、受け付けた場合でも、求められた許可を拒否することがあります（手数料は還付されません。）

申請等の受付及び電話での問合せ

1 受付日・受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始 12月29日～1月3日を除く。）

午前9時～午前11時、午後1時～午後4時15分

複数の申請等（申請・届出）をする場合は、午前9時又は午後1時の提出に御協力をお願いします。新規申請や業種追加申請の審査には時間を要しますので、受付終了時刻より早めに御来庁ください。

2 場所・電話

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当（県庁第二庁舎3階）

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5176,5177

3 受付

申請はすべて持参による受付です。

郵送受付（一部の届出）については「10 許可後の注意事項」を御覧ください。

申請書等の入手方法

申請書等や「建設業許可申請・届出の手引き」は、埼玉県のホームページからダウンロードしていただけます（<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetugyo> 又は 建設業担当 埼玉県 で検索）。手引きは、県庁衛生会館1階の県政資料コーナーで販売しております（048-830-2543）。

閲覧・届出

申請書等の一部や事業年度終了報告書は、建設業法の規定により公衆の閲覧に供されます。

許可後は、毎年決算が終了してから4か月以内に事業年度終了報告書を、役員等・所在地・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）・専任技術者等に変更があれば変更届出書等（届出期間は変更事由により異なります。）を提出してください。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。

(1) 官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること (2)～(5) 略。

上記のうち(1)の業務は、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、業として行うことはできません（行政書士法第19条第1項）。以下、略。

以上、総務省ホームページから抜粋 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyouseishoshi/